

# 京都スタジアム（仮称）検討特別委員会（第24回）

日 時 平成30年12月11日（火）午後 時 分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 開議

## 2 案件

(1) 委員長報告について

## 3 その他

## 京都スタジアム（仮称）検討特別委員長報告

H30.12.14

京都スタジアム（仮称）検討特別委員会が、今期２年半にわたり取り組んでまいりました、調査及び審査の経過を報告します。

京都スタジアム（仮称）については、平成２４年１２月に京都・亀岡保津川公園用地内に、亀岡市が建設用地を提供し、京都府により建設することが決定されました。そして、それ以後、京都府と亀岡市が、周辺環境調査をはじめ、建設に向け、共同で進められてきたものであります。

その過程において、平成２８年４月には、環境保全専門家会議座長が、スタジアムについては、京都・亀岡保津川公園用地ではなく「アユモドキの生息環境への影響が軽微となり、保全を確保するために、亀岡駅北土地区画整理事業地に建設することが望ましい」と提言されました。

これを受け、京都府と亀岡市は方針転換を決定し、本市としては土地の再取得が必要となりました。

このことを、市議会としては重く捉え、市民の関心のとらいっそうの高まり等も勘案し、説明責任や議決責任を十分果たしていくため、平成２８年６月定例会において、特別委員会設置を全会一致で議決し、設置することを決定したものであります。

本委員会の活動としては、市民の負託を受けた、我々議員への情報提供を最優先することを基本に、執行機関に出席を求め、現状や今後の方向性等の報告を受ける機会を積極的に設けるとともに、付託議案や請願、要望等の審査を、提出者の意見陳述の機会を設ける等慎重に、かつ活発な質疑を行いながら、協議会も含め計28回にわたり開催し、活動してまいりました。

まず、平成28年9月定例会においては、議員により提案された、**亀岡駅北土地区画整理事業組合用地買収についての住民投票に関する条例**が本委員会に付託され、賛成少数により否決しました。

平成28年12月定例会においては**京都スタジアム（仮称）**に関し、議会が積極的に調査・議論を行い、広く市民に伝えることを求める請願が本委員会に付託され、賛成少数で不採択としました。

平成29年1月には、委員間でスタジアムに関する内容について検討を重ねてきた「財政」や「交通」、また、「市民説明」等の課題・論点を22項目に整理し、執行機関に送付しました。翌2月には、それらに対する答弁を求め、方針や現状等を明らかにし、委員会活動に資することとしました。

平成29年3月定例会においては、**亀岡駅北スタジアム新用地購入の中止を求める請願**が本委員会に付託され、賛成少数で不採択としました。

また、この定例会には、スタジアムの用地取得経費約20億円を含む、平成29年度当初予算案が議会で提案されることを踏まえ、本委員会では協議会を開催し、スタジアム建設の事業主体である京都府の担当者を招致し、説明を受け、完成後の近隣地域への騒音や交通対策など、地域住民の視点に沿った質疑を行い、疑問点の解消に努めました。

その後、平成29年5月から6月にかけて、亀岡駅北土地区画整理事業地でのスタジアム建設について、環境保全専門家会議と京都府公共事業評価に係る第三者委員会が、それぞれ了承されるに至りました。

これにより、本委員会では、財産の取得議案が提案されることを踏まえ、平成29年6月8日に、委員会協議会を開催し、環境保全専門家会議座長を招致しました。

ここでは、座長から「アユモドキなどの生息環境の保全とスタジアム整備を両立させるため、生息環境への影響が軽微な場所への変更を提言した」という経緯についての確認を行いました。また、座長からは、「水質などのモニタリング調査で何かあった場合には原因を追究する」こと等についての説明を受けたところです。

そして、平成29年6月定例会においては、  
亀岡駅北土地区画整理事業地内のスタジアム用地を  
地権者から取得する**財産の取得議案**が  
本委員会に付託されました。

委員会では「アユモドキの問題もあり、  
工事着手するのは時期尚早」とする反対討論がありました。  
一方、「近郊地域の路線価などを勘案され、第三者による  
適正な鑑定評価をされている」とする賛成討論があり、  
採決の結果、賛成多数で可決しました。

平成29年9月定例会においては、本市所有地を  
スタジアム事業用地として京都府に無償で貸付ける  
**財産の無償貸付議案**が本委員会に付託され、  
審査のうえ賛成多数で可決しましたが、後日、市長から  
「審議の内容も踏まえ、無償貸付しようとする期間 及び  
目的を加える」との理由により、議案の訂正がなされました。

これにより、本議案は、目的を明記し、貸付期間を  
10年に変更することとされ、委員会において、  
再審査を実施しました。委員会では「土地の無償貸付自体が、  
地方財政等からすれば問題」とする反対討論がありました。  
一方、「スタジアム建設をこの段階でやめることは、  
市民福祉に反することは明らか」との賛成討論があり、  
採決の結果、賛成多数で可決しました。

これら平成29年に提案された各議案が、  
本会議においてもそれぞれ可決されたことにより、  
スタジアム関連議案はすべて議決され、その後、  
京都府、亀岡市 双方による事務手続きを経て、  
スタジアムは、平成30年1月に工事着工されました。

その後、本委員会において、直近では、平成30年11月に、スタジアム整備工事の地下水等に係るモニタリング状況の聞き取りや進捗状況について現地調査し、2020年春のオープンを目指し、順調に工事を進められていることを確認したところです。

そして、本委員会においては、活動の経過を踏まえ、総括を行いました。

その内容として、

まず、本市はスタジアムの建設に係り、多額の用地経費を投入してきた経過があります。このため、将来にわたり、持続可能な財政運営が図られることは、絶対条件だと考えるところでもあります。

そして、スタジアムをどのように生かし、そのメリットを市民がどう享受<sup>きょうじゅ</sup>していくかについては、今後の運用に当たり、非常に重要な課題になると考えます。

このため、まずは、サッカーをはじめとした文化・スポーツの振興を市民とともに一体的に推進することにより、子どもたちをはじめ、様々な年代がこの亀岡に定住し、安心して健康でいきいきと暮らすことができる

「まちづくりの交流拠点施設」となるような各種施策を、市が積極的に推進していく必要があると考えます。

さらに、京都府と連携し、サッカー等のスポーツに限らず、  
創意工夫を凝らした各種イベントの開催や、  
スタジアムの稼働日以外にも集客を見込める設備を  
整えることで、「稼げるスタジアム」として、  
経済効果を高めていく必要があります。  
そして、市内の経済界とも連携することで、  
その効果を、地域経済へ波及できるような仕組みを、  
率先して創造していく必要があると考えるところです。

次に、スタジアムが建設されることにより、  
交通渋滞等をはじめ、市民生活にマイナスの影響が  
出ないように、さまざまな対策を講じていくことは、  
喫緊の課題だと考えます。

市内の交通課題については、  
これまでの委員会活動においても、  
度々指摘してきたとおりです。現在、市においては、  
京都府と実施された、交通量調査の結果を  
分析されている状況にあると聞き及んでいます。  
その結果をいち早く分析し、スタジアムを起因とした  
交通渋滞を未然に防ぐ施策をはじめ、これを機に、  
今後の道路整備計画の参考データにする等、  
十分に生かしていくことが必要であります。

また、これとあわせ、スタジアムへの来場者の  
十分な駐車スペースを確保していくことも指摘してきた  
ところであり、スタジアム稼働後に、利用者に混乱が生じ、  
市民の日常生活に影響が出ないように、引き続き、慎重かつ  
十分な調査を行い、対策を講じられたいと  
考えるところでもあります。

最後に、京都スタジアム（仮称）は、多くの人たちの熱意や努力、そして市民の声によって動き出し、これまで長きにわたり、そのあり方が検討され、そして、ようやく建設にたどり着いた施設であります。

また、ここに至るまでには、アユモドキを献身的に保全されてきた地元保津町の皆様や、用地提供にご協力いただいた方々の、大変なご尽力があったことは言うまでもありません。

それだけに、私たち市民にとって身近で、多くの人に愛されるスタジアムに育てていくことが切望されるものであります。このことは、本市に課せられた大きな使命であり、スタジアムを十分に利活用し、将来世代に引き継いでいくためには、これからが本当の正念場となります。

そして、スタジアム整備計画策定の基本方針にも示された、「自然環境と共生する公園・スタジアム」という基本理念のもと、各関係機関と緊密な連携を図り、市民が主役となる取組み等、さらなる各種事業の推進に努められるよう望み、

以上簡単ではありますが、調査及び審査の報告といたします。